

# 「栃木県立日光明峰高等学校いじめ防止基本方針」

- ・本校では、全ての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。
- ・いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ等対策小委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめが起こりにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を行います。  
また、いじめが発覚した際には、迅速に情報の集約や早期の解決に向け関係職員を招集の上、「いじめ緊急対策委員会」を開催し、即時に対応します。  
特に、重大事案が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。
- ・本基本方針には、別添「『栃木県立日光明峰高等学校いじめ防止基本方針』実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

## 1 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ等対策小委員会として「いじめ未然防止・早期発見、認知時の対応に係る委員会（定期開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。
- (2) いじめ緊急対策委員会として「いじめが発覚した際に、特定の教員で問題を抱え込まず、迅速に情報の集約や早期の解決の対応に係る委員会（随時開催）」を招集し、即時に対応します。
- (3) 生徒及び保護者に対して、いじめ等対策委員会の存在や活動が明確に捉えられるよう努めます。
- (4) いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

## 2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせるため、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論することなど、いじめ防止に資する活動を通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (2) 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- (3) 生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努めます。
- (4) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (5) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

## 3 いじめの早期発見・事案対応に向けて

- (1) いじめは、大人の目が届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするということを、教職員一人一人が強く認識します。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒のささいな兆候であってもいじめの可能性を疑い、見逃さないようにします。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- (4) アンケートや個人面談の実施等により、いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- (5) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (6) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (7) 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし周知に努めます。

## 4 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- (2) いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- (3) いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合には、いじめ等対策委員会に報告し、組織的対応につなげます。
- (4) いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、しっかり指導します。
- (5) いじめられた生徒といじめた生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (7) いじめ解決については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめられた生徒の状態を注視し判断します。またいじめが解消した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

※ この基本方針は学校ホームページ等で公開するとともに、生徒、保護者、地域、関係機関等に周知します。

「栃木県立日光明峰高等学校いじめ防止基本方針」一部改訂：平成30年6月13日